

薩摩川内市自治基本条例 原案

目次

- 第1章 総則（第1条 第4条）
 - 第2章 まちづくりの主体（第5条 第9条）
 - 第3章 市民と市の情報共有（第10条 第12条）
 - 第4章 協働と参画（第13条 第15条）
 - 第5章 公正及び信頼の確保（第16条 第19条）
 - 第6章 コミュニティ（第20条 第24条）
 - 第7章 市政経営（第25条 第33条）
 - 第8章 審議会の設置（第34条）
 - 第9章 条例の見直し（第35条）
- 附則

私たちのまち薩摩川内市は、豊かで美しい自然に抱かれた1市4町4村が合併し、平成16年10月に誕生したまちです。

合併前の各市町村においては、先人たちの努力によって、これまで地域特有の自然、歴史、文化などが脈々と受け継がれてきました。

これからの私たちには、こうして育まれてきた美しい自然と古い歴史を誇りとしながら、お互いを思いやり、話し合いながら、理解し合う気持ちが大切です。その上で、子どもからお年寄りまでみんなが力を合わせて、誰もが次世代まで「薩摩川内市にずっと住み続けたい」と思えるような魅力的なまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

そのためには、市民と市がそれぞれ対等な立場で、まちづくりの主体であることを自覚し、自らが持つ権利と責務の下、協働のまちづくりを推進し、住民自治を実現していくことが必要です。

これらを踏まえ、薩摩川内市における自治の仕組みやまちづくりの基本理念を明らかにし、明るく豊かなまちを創るため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念、市民の権利と責務、市の責務等を明らかにするとともに、情報共有、協働と参画の仕組みなど市政に関する基本的な事項を定めることにより、住民自治による自立した地域社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

市民 市内に居住し，通勤し，若しくは通学する者又は事業者をいう。

事業者 市内において営利又は非営利を目的とした事業及び活動を行う個人，法人又は団体をいう。

市 議会を除く市の執行機関をいう。

市の執行機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，水道事業管理者及び自動車運送事業管理者をいう。

まちづくり 住みやすいまち及び個性的で活力と潤いに満ちた地域社会を実現するための公共的活動のことをいう。

協働 市民及び市が，共通の目標に向かって対等の立場で互いの自主性を尊重しながら，協力し合うことをいう。

参画 自らの意思と責任を持って，市が実施する施策，事業等の企画立案から実施，評価に至る過程について市民が関与することをいう。

(まちづくりの基本理念)

第3条 まちづくりは，自らの積極的な意思で市民及び市が一体となって取り組むものとし，それぞれが互いの意見及び立場を尊重し，常に対等な関係を保ち，補完し合い協力して進めていかななければならない。

(この条例の位置付け)

第4条 この条例は，本市の自治の基本となる条例として位置付けるものであり，市民及び市は，この条例の趣旨を最大限に尊重するよう努めなければならない。

2 市は，他の条例，規則その他規程の制定改廃，解釈及び運用又はまちづくりに関する計画の策定若しくは変更に当たっては，この条例との整合を図らなければならない。

第2章 まちづくりの主体

(市民の権利と責務)

第5条 市民は，まちづくりに参画する権利を有するものとする。参画に当たっては，まちづくりの主体であることを自覚し，自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

2 市民は，市政に関する情報の提供を受け，自ら取得する権利を有するものとする。

3 市民は，市民相互間の理解を深め，交流及び連携を行い，より広範な公共の利益を図ることを目的とした市民活動を展開するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は，地域社会の一員として，公益的な活動の意義を認識し，積極的に地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

(市長の責務)

第7条 市長は，市政経営の最高責任者として地方公共団体の役割を認識し，誠実かつ公正に市政の執行に取り組むとともに，職員の育成に努めなければならない。

ない。

(市の執行機関の責務)

第8条 市の執行機関は、その権限と責任において、誠実かつ公正に職務の執行に取り組まなければならない。

2 市の執行機関は、互いに協力し、連携しながら行政機能を発揮しなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、全体の奉仕者であることを認識し、効率的にその職務を遂行しなければならない。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、技術等の能力開発及び自己啓発に努め、その知識、技術等を、まちづくりに携わる専門家として必要に応じて市民に還元しなければならない。

3 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、まちづくりに取り組まなければならない。

第3章 市民と市の情報共有

(情報の提供)

第10条 市は、その保有する情報を市民と共有するために、市民にわかりやすくその情報を提供しなければならない。

2 市は、市民の意向の把握など情報収集に努めなければならない。

3 市は、市民が迅速かつ容易に情報を得られるよう多様な媒体の活用その他総合的な情報提供の体制整備に努めなければならない。

(情報の公開)

第11条 市は、市民参画による公正で開かれた市政を推進するために、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 市は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、別に条例で定めるところにより、個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

第4章 協働と参画

(協働の推進)

第13条 市民及び市は、互いに連携を図りながら、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

(市民参画の保障)

第14条 市は、まちづくりに対する市民の参画の機会を設けなければならない。

2 市は、市民がまちづくりに参画しないことによって不利益を被ることのないよう配慮しなければならない。

(計画過程等への参画)

第 15 条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程において市民が参画できるよう配慮しなければならない。

第 5 章 公正及び信頼の確保

(対話の場の設置)

第 16 条 市は、まちづくりの課題について市民と活発な意見交換ができるよう対話の場を設置しなければならない。

(意見等への対応)

第 17 条 市は、市民からの意見、要望等があったときは、誠実かつ的確に対応しなければならない。

2 市は、市民から苦情が寄せられたときは、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

(市民意見の公募)

第 18 条 市は、本市の基本的な計画、構想等を策定しようとする場合には、公募により、市民の意見を求めなければならない。

(審議会等への参加)

第 19 条 市は、市の執行機関に設置する審議会等の委員を任命、委嘱又はこれらに類する行為をしようとする場合には、当該審議会等の委員の全部又は一部を公募により選考しなければならない。ただし、特に専門的な審議を行う場合、特定の個人又は団体等に対する審議を行う場合、行政処分に関する審議を行う場合その他正当な理由がある場合を除くものとする。

2 審議会等の会議は、法令又は条例等に特別の定めがあるものを除き、原則として公開するものとする。

第 6 章 コミュニティ

(コミュニティ活動)

第 20 条 市民は、明るく豊かなまちを創るため、積極的にまちづくりに取り組み、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。

(地区コミュニティ協議会)

第 21 条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。

2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会及びその他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。

(地区コミュニティ協議会への支援)

第 22 条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう環境整備に努めるものとする。

2 市は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、自主性及び自立性を損ねることなく、協働してまちづくりを進めなければならない。

(自治会活動への理解等)

第23条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づき形成された自治会の環境美化活動、防災活動その他のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。

(自治会活動への支援)

第24条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

第7章 市政経営

(総合計画の策定等)

第25条 市は、長期的な展望に立った計画(以下「総合計画」という。)を総合的な市政経営の指針として、この条例の趣旨に則して、策定し、及び実施しなければならない。

2 市の行う施策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合計画に則して、実施しなければならない。

3 市は、持続可能な財政構造の確立を図り、効率的かつ効果的な政策を展開するために、健全で自立性の高い安定した財政運営を行わなければならない。

(総合計画の実施状況)

第26条 市は、総合計画の下に各行政分野で策定した各種計画及び指針において実施した事務事業等の進捗状況について、その達成度、成果及び事業の妥当性の面から評価し、公表しなければならない。

(説明責任)

第27条 市は、施策、事業等の企画立案から実施、評価に至る過程で、その効果、費用等を市民に明らかにし、積極的に、かつ、分かりやすく説明しなければならない。

(行政手続)

第28条 市は、市民の権利利益の保護を図るため、別に条例で定めるところにより、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、共通する事項を定め、行政経営における公正の確保及び透明性の向上に努めなければならない。

(市民投票)

第29条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広く市民の意思を把握するための、市民投票を実施することができる。

選挙権を有する者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市民投票に関する条例の制定の請求があり、当該条例が議決されたとき。

議会の議員から議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て市民投票に関する条例の発議があり、当該条例が議決されたとき。

市長が自ら市民投票に関する条例を発議し、当該条例が議決されたとき。

2 市民投票の実施に関し必要な事項は、その都度前項の条例で定めるものとする。

(法令の遵守)

第30条 市は、法令を遵守し、かつ公正に市政経営を行わなければならない。

(条例の制定及び法令の活用)

第31条 市長は、市民のニーズ及び市の課題を解決するために、この条例の趣旨に則して、自主的かつ適正に法令の解釈及び運用を行い、必要な条例、規則等を制定しなければならない。

(組織)

第32条 市は、社会情勢の変化に対応し、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織の編成を行い、常に組織の見直しに努めなければならない。

2 市は、市民サービスの維持向上を前提として、質の高いサービスをより効率的かつ効果的に提供するように、業務改善に努めなければならない。

(国、他の地方公共団体等との連携)

第33条 市は、国及び鹿児島県と対等な立場で互いに協力し、自治の発展のため、連携を図りながら行政課題の解決を図るよう努めなければならない。

2 市は、他の地方公共団体及び関係機関との共通課題又は広域的課題に対しては、自主性を保持しつつ互いに連携し、及び協力し合いながら解決に当たるよう努めなければならない。

第8章 審議会の設置

(条例の運用の充実と審議会の設置)

第34条 市は、この条例の運用状況を常に把握し、その充実を図るため、薩摩川内市 審議会(以下「審議会」という。)を設置するものとする。

2 審議会は、この条例に基づくまちづくりの諸制度が適切かつ円滑に機能しているか運用状況を調査し、市長に意見を述べることができる。

第9章 条例の見直し

(この条例の見直し)

第35条 市長は、審議会の意見を踏まえ、この条例の見直しの要否等について検討し、その実効性を確保するため見直す必要があると認めるときは、遅滞なく改正その他所要の措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。